

衆議院議員選挙法改正要綱

- 一 投票区は、町内会又は部落会の区域によるものとし、必要があるときは、分合をなすこと^ができるものとする。
- 二 破産者で復権をえない者、貧困に困り生活のため公私の援助を受け又は扶養を受ける者、一定の住居を有しない者又は刑の執行を終り若しくは執行を受けることがなくなった者に對しても、選挙権及び被選挙権を認めること。
- 三 華族の戸主に對しても選挙権及び被選挙権を認めること。
- 四 被選挙権を有しない在職の官吏の範囲を整理すること。
- 五 都道府県の長は衆議院議員と兼ねることができないものとする。
- 六 選挙人名簿の調製を永久名簿主義とし、選挙の都度これにより選挙人名簿の抄本を調製するものとする。

七 都道府県選挙管理委員会として、衆議院議員の選挙に関する事務を管理とすることとする。

都道府県選挙管理委員会は、衆議院議員の選挙に関する事務に關しては、市町村選挙管理委員会と協同して、その事務を執行することとする。

八 投票は、無制限連記制とし、投票方法は記号式とする。

九 投票用紙には、政党法にいう政党別に所属する議員の氏名を印刷するとともに、独立議員候補者の氏名を記載するための空欄を設けること。

十 不在者投票の範囲を拡張するとともに、投票方法を簡易化すること。

十一 投票管理職及び開票管理者は、市町村選挙管理委員会がこれを選任するものとする。

十一 同一人に関して、二以上の衆議院議員立候補の届出をなすことはできないものとする。

推薦届出の場合は、本人の承諾を必要とするものとする。

十二 供託金の額を五千円に引き上げること。

十三 繰上補充は、当選承諾の期間内に限ってこれを認めること。但し、同点者は任期中にこれを認めること。

十四 選挙又は当選の効力に関する訴訟で従来選挙長を被告とするものとされていたものは、都道府県選挙管理委員会委員長を被告としなければならぬものとする。

十五 訴訟に関する通知は、内務大臣及び関係都道府県の長を経て都道府県選挙管理委員会にこれをしなければならぬものとする。

十六 訴訟に関する保証金の額を三千円に引き上げること。

十七 選挙運動は、事前運動及び戸別訪問を除いては、これを自由とすること。但し、文書による運動に関しては、形式、数量及び掲示の場所等について制限を設けることができるものとする。

十八 国民学校の児童を選挙運動のために使用することができないものとする。

十九 選挙運動の費用は、議員一人当りの選挙人の数を内務大臣の定める額に乘じた額を超えることができないものとする。

二十 政党及び議員候補者の収入及び支出の公開を行わせることとする。

二十一 罰則規定違反の行為に課する罰金は、十億円引き上げ

ること。

二十二 無料郵便の制度を改め議員候補者一人当り郵便業者二万枚を限り無料を以て差し出すことを認めることとする。

二十三 選挙運動のためにする張札等の掲示場所の公管を行うこと。

二十四 選挙公報の発行及び新聞紙の公告を統合して経歴公報と発行するものとする。

二十五 当選人又は選挙運動を総括主宰した者が刑に処せられ、たゞこの通知は内務大臣及び関係都道府県庁の長を経て都道府県選挙管理委員会にこれをしなればなるものとする。

二十六 その他参議院議員選挙法の制定に伴い所要の改正を行うこと。

備考

改正法案は全文改正の形式を採ること。

本法の附則において、参議院議員選挙法について、本法の改正に伴い必要な規定の整理を行うこと。